

京都府新型コロナウイルス 感染防止対策認証制度



飲食店を営業する皆さまと、利用する皆さま
双方にとって安心・安全な環境づくりのため
感染防止対策に取り組んでいる飲食店を
京都府が認証する制度です



ステッカー
掲示イメージ▶

◀認証ステッカー

このステッカーの掲示のあるお店は、京都府が策定した
38項目にわたる感染防止対策を講じている飲食店であることを、
お店を一つひとつ訪問調査した上で、京都府が認証しています。
以下のホームページで認証店を掲載しますので、
お店選びやお店のPRなどにご利用ください。

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

TEL.075-284-0182 [9:30~17:30/土日祝 及び 年末年始(12月29日~1月3日)除く]

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html



府内飲食店事業者のみなさまへ 感染防止対策認証店になりませんか？

京都府が策定した38項目にわたる感染対策を講じている飲食店を「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店」として認証します。

対象施設

京都府内で食品衛生法上の飲食店・喫茶店の営業許可を受けた施設で、飲食のための客席を有する施設

※右記の施設を除く

- その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設
例) 宅配専門店/テイクアウト専門店など
- 学校・病院など、特定の方を対象として飲食させることを主たる目的とした施設
例) 学校給食/社員食堂 など
- 宿泊者に対して飲食をさせることを主たる目的とした宿泊施設
例) ホテルの食事会場 など

手続きの流れ

- ①実践 : ホームページから認証基準・点検マニュアルを確認し、店舗の感染防止対策を実践する
 - ②申請 : ホームページの申請フォームから、お店の情報と訪問調査の希望日を入力する
 - ③調査 : 訪問調査を受ける
- 認証!** 基準を満たしていれば、認証ステッカーが交付され、ホームページに店舗情報が掲載される



認証されると

認証ステッカーが交付され、京都府のホームページに店舗情報が掲載されます。

お店のホームページや広告物にも

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店」の

名称を使用することができますので、ぜひお店のPRにご利用ください。

申請期間・方法

申請
期間

令和3年7月21日(水)～令和4年3月31日(木)

[電子申請] https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html
(下記二次元コードからアクセスできます▼)

[郵送申請] 上記ホームページ又は京都府庁、広域振興局総合庁舎及び府内市役所・町村役場等に配架してある申請書をご利用ください。

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局

TEL.075-284-0182 [9:30～17:30/土日祝 及び 年末年始(12月29日～1月3日)除く]

https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_3rdninsho.html

